

お知らせ

ワシントン条約：インドネシア共和国におけるメガネモチノウオ (*Cheilinus undulatus*) の 輸出の際の輸送手段について

2025 年 8 月 8 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2018 年 2 月 27 日付けでインドネシア共和国におけるメガネモチノウオ (*Cheilinus undulatus*) の輸出の際の輸送手段に関する通知 (No. 2018/022) が発出されています。

No. 2018/022

<https://cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2018-022.pdf>

【参考】インドネシア共和国からの通知 (No. 2018/022) について (和訳)

- ・インドネシア管理当局は、メガネモチノウオ (*Cheilinus undulatus*) の海上輸送を以下の要件に従って許可した：
 - a) 輸送を行う船舶は、インドネシア共和国の海洋・漁業省からの有効なライセンス (養殖魚運搬ライセンス) を持っている必要がある。このライセンス文書にはナポレオンフィッシュの標本が記載されていること。
 - b) 輸出されるメガネモチノウオの標本は、海面養殖活動から生産されたもので (ソースコード R)、サイズは 1000 グラムから 3000 グラムであること。
 - c) すべてのメガネモチノウオの標本は、必要な CITES 輸出許可証を伴うこと。
- ・上記の要件を満たす出荷は、インドネシアが提出したメガネモチノウオの野生採取 (ソースコード W) に関する任意の年間輸出割当の対象外となる。野生採取 (ソースコード W) からのメガネモチノウオの標本の輸送は、空輸のみが許可されている。
- ・インドネシアは、目的国の CITES 管理当局に対し、到着時に出荷の有効性を確認し、合法的な標本のみが取引されることを保証するよう依頼している。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723